

令和5年度 事業計画（変更案）

1 協議会の開催

開催日	協議会	協議事項等
令和5年 5月	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業実績報告及び決算について ・令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について ・生活交通確保維持改善計画(案)について ・瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価(案)について ・瑞浪市地域公共交通計画の策定に係るプロポーザル審査要項(案)について
令和5年 7月	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査結果について ・瑞浪市地域公共交通計画策定について
令和5年 10月	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市地域公共交通計画策定の途中報告
令和5年 12月	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市地域公共交通計画策定の途中報告
令和6年 1月	第5回本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市コミュニティバス運行内容変更の検討 (令和6年4月以降運行分) ・瑞浪市デマンド交通運行内容変更の検討 (令和6年4月以降運行分) ・生活交通確保維持改善計画の事業評価について ・第三者評価委員会の内容について ・瑞浪市地域公共交通計画の素案の確認
令和6年 3月	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市地域公共交通計画策定の完了報告

※必要に応じて幹事会、分科会を開催

2 瑞浪市地域公共交通総合連携計画事業実施状況の評価について

地域公共交通総合連携計画に基づいて実施する事業の実施状況の評価を行う。

3 生活交通確保維持改善計画について

国土交通省に対して計画認定申請を行う生活交通確保維持改善計画について検討を行う。

4 運行内容の検討

令和6年4月以降の瑞浪市コミュニティバス及びデマンド交通運行について、より利便性の高い運行内容となるよう検討を行う。

5 生活交通確保維持改善計画の事業評価

生活交通確保維持改善計画については、毎年、地域公共交通協議会において事業評価を行う必要があり、計画の進捗状況について評価を行う。

6 瑞浪市地域公共交通計画の策定について

令和6年度から実施する瑞浪市地域公共交通計画を策定する。